



鳥取県公報

平成14年10月15日(火)
第7426号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (518) (健康対策課)	1
	土地改良区連合の設立認可申請の適否の決定 (519) (耕地課)	1
	保安林の指定予定 (2件) (520・521) (森林保全課)	2
選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (97)	3
調達公告	一般競争入札の実施 (消防課)	3
	落札者の決定 (出納課)	5
正 誤	平成14年9月24日付鳥取県教育委員会告示第18号中訂正.....	5

告 示

鳥取県告示第518号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の6第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大崎薬局	米子市大崎1734 - 5	平成14年9月13日
いなば調剤薬局的場店	鳥取市的場二丁目71	平成14年9月17日
日本調剤的場薬局	鳥取市的場二丁目40	〃
はせがわ薬局	鳥取市徳尾405 - 22	〃

鳥取県告示第519号

米子市伯仙土地改良区理事長仲田祐康、中山町畑地土地改良区理事長下池忠正、名和町土地改良区理事長山口隆之、大山畑地土地改良区理事長黒田隆弘、淀江白浜土地改良区理事長斉藤優、淀江町土地改良区理事長山根友義、岸本町畑地土地改良区理事長河合勝及び溝口町土地改良区理事長住田圭成から設立認可申請のあった大山山麓地区土地改良区連合については、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第84条において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、平成14年10月2日設立の認可をし、同法第84条において準用する同法第10条第2項の規定により成立したので、同法第84条において準用する同法第10条第3項の規定により告示する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第520号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字笠見字大沢谷790の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間、樹種及び本数

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第521号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡赤碕町大字山川字釈迦平ヒラ下766の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、赤碕町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間、樹種及び本数

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供す

る。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第97号

名和町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成14年10月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

指定を解除した施設の名称	所在地
名和町立押平隣保館	西伯郡名和町大字押平84 - 10

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達する役務の内容

(1) 調達件名及び数量

無線中継局蓄電池用触媒栓取替 一式

(2) 調達する役務の概要

鳥取県防災行政無線中継局において、直流電源装置に内蔵されている蓄電池用触媒栓の取替えを行うものであり、触媒栓の新規購入、各中継局への搬入、新旧触媒栓の交換及び旧触媒栓の搬出処分を行うものである。

(3) 仕様

入札説明書による。

(4) 履行期間

契約日から平成14年11月29日まで

(5) 履行場所

鳥取市久未594ほか

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等につ

いて)に基づく競争入札参加資格を有する者であること。

(3) 平成14年10月15日(火)から同月30日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 過去2年間に、国若しくは地方公共団体からの蓄電池設備に係る業務の受託又は国若しくは地方公共団体への蓄電池設備に係る物品の納入の実績があること。

3 契約担当部局

鳥取県消防課

4 入札手続等

(1) 入札に係る問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県消防課

電話 0857 - 26 - 7789

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵便による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年10月30日(水)午後1時30分

鳥取県庁第31会議室(車庫棟1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

(2) この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格を有することを証明する書類を4の(1)の場所に平成14年10月22日(火)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断された入札者であって、鳥取県会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|------------------------|----------------------------------|
| 1 調達物品の名称及び数量 | 除雪トラック 2台 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成14年9月26日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 島根日野自動車株式会社鳥取営業所
鳥取市湖山町東四丁目15 |
| 5 落 札 金 額 | 45,780,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成14年8月16日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県出納局出納課
鳥取市東町一丁目220 |

正 誤

平成14年9月24日付鳥取県教育委員会告示第18号（平成15年度鳥取県立盲・聾・養護学校高等部・専攻科生徒募集要項について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
11	下から10	平成15年2月10日（月）	平成15年1月10日（金）

